

令和5年第12回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年12月22日（金）午前9時30分～午前9時44分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 18名

会長	19番	畑	雄二				
会長職務代理	18番	田	中政幸				
委員	1番	安	藤直樹	2番	千	葉	芳枝
	3番	五十嵐	勝	4番	山	田	和正
	5番	長谷川	彰徳	6番	岩	間	秀一
	7番	貞	廣樹良	8番	赤	澤	良一
	9番	伊	藤貢三	10番	峯	崎	光行
	11番	鈴	木英昭	12番	吉	田	彰
	13番	中	澤裕幸	14番	土	屋	典昭
	16番	鈴	木孝典	17番	白	木	義一

欠席委員（1名） 15番 太田英樹

- 4 説明員 高橋事務局長・長江農業振興係長
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般報告
 - 第4 報告第10号 現況証明書交付報告の件
 - 第5 議案第39号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
 - 第6 議案第40号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
 - 第7 議案第41号 農用地の買入協議要請の件

令和5年第12回農業委員会総会

議長

ただいまより、令和5年第12回美唄市農業委員会総会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この場合、次のとおり欠席通知がありましたので、報告いたします。

議席番号15番太田英樹委員は都合により欠席いたします。

つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、議席番号11番鈴木英昭委員、12番吉田 彰委員を指名いたします。

つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

委員
議長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。

つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。

つぎに12月5日から開催された、令和5年第4回市議会定例会について、事務局から報告願います。

事務局長
議長
委員
議長

(報告)

以上で報告が終わりました。ご質問ございませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。

つぎに、日程の第4、報告第10号、現況証明書交付報告の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

長江係長

ただいま議題となりました報告第10号、現況証明書交付報告の件についてご説明いたします。

このことについて、事務局において現地調査を実施した結果、証明することが適当と認めたため、美唄市現況証明取扱要領第3・5の(2)により、会長専決として証明したので報告するものです。

(議案朗読省略)

		番号1番については、昭和48年8月31日に5条転用許可を受けていましたので、令和5年11月13日付けで証明書を交付したので報告します。 なお、調査場所につきましては、報告第10号資料のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明があった現況証明書交付報告の件について、質疑を行います。 これに、ご質問ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ないようでございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。 つぎに、日程の第5、議案第39号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
長江係長		ただいま議題となりました議案第39号、農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。 このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。 これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) なお、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。 場所につきましては、議案第39号資料のとおりとなっております。 以上で説明を終わります
議	長	ただいま、事務局から説明があった農地法第3条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり許可することに決定をいたします。 つぎに、日程の第6、議案第40号、旧農業経営基盤強化促進

長江係長

法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第40号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件についてご説明いたします。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は1番から5番については所有権移転、6番から9番については賃借権設定となっています。

(議案朗読省略)

なお、1番から4番については北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり別添1調査書、5番、6番及び8番については個人が利用権の設定等を受けるものであり別添2調査書、7番及び9番については法人が利用権の設定等を受けるものであり別添3調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第40号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、12月22日を予定しております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委員
議長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

つぎに、日程の第7、議案第41号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。

事務局から、説明を求めます。

長江係長

ただいま議題となりました、議案第41号農用地の買入協議要請の件についてご説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次のとおり申し出のあった、

農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と認められたため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。なお、場所につきましては、議案第41号資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明のあった、農用地の買入協議要請の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委 員
議 長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり要請することに決定をいたします。

以上をもちまして、第12回農業委員会総会は閉会いたします。